

参議院通信委員会會議録第十号

(一一三)

昭和三十一年三月二十日(火曜日)午後一時四十七分開会

委員の異動

三月十六日委員永岡光治君辞任につき、その補欠として山本經勝君を議長において指名した。
三月二十日委員山本經勝君辞任につき、その補欠として永岡光治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松平 勇雄君
理事 宮田 重文君
久保 等君
柏木 庫治君

委員

石坂 豊一君
石原幹市郎君
滝井治三郎君
津島 壽一君
最上 英子君
永岡 光治君
三木 治朗君
山田 節男君
野田 俊作君
八木 秀次君
八木 幸吉君

国務大臣

郵政大臣 村上 勇君

政府委員

郵政事務次官 上林山榮吉君
郵政省電氣 通信監理官 松田 英一君

郵政省電氣 通信監理官 平山 温君
事務局側 常任委員 勝矢 和三君
会専門員

説明員

行政管理局監察 山口 西君
部監察参事官 上村 照昌君
會計検査院事務 堀井 剛君
局長 日本電信電 小島 哲君
話公社總裁 秋草 篤二君
日本電信電話 公社副總裁 日本電信電話 公社副局長 日本電信電話 公社經理局長

○委員長(松平勇雄君) 通信委員会を開会いたします。

前回以後の委員の異動その他について御報告いたします。

三月十六日永岡光治君が辞任され、補欠として山本經勝君が選任されたのでありますが、本日永岡光治君が再び委員に復帰されました。

次に、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めの件についてであります。本件は去る三月十五日衆議院において承認の上、即日本院に送付されました。なお、本件につきましては衆議院の通信委員会において付帯決議が付けられましたが、その内容はお手元に配付の資料により御承知願いたいと存じます。

また、三月十六日内閣から提出されました郵便振替貯金法の一部を改正す

る法律案が予備審査のため本委員会に付託されました。

以上御報告申し上げます。

○委員長(松平勇雄君) それではこれより本日の議事に入ります。まず、電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。本案の質疑を継続いたします。前回の八木委員よりの御要求により、行政管理局及び会計検査院当局からそれぞれ担当者が出席されておりますので、この際御発言を願います。

○八木幸吉君 行政管理局監察部の方にお尋ねをいたしたいと思います。

昭和三十年十二月の行政監察年報を私拝見したのでありますが、その中にいろいろ電信電話公社の監察結果が御報告になっております。ただいま議題になっております加入者の負担臨時措置法を審議するに当りまして、やはりこれは公社の経営内容等も重大な関係を持つわけでありますから、その意味合いで私伺うのであります。さて、ただいま申しました年報の中に、調査の結果直営工事と請負工事と比較して、請負の方が安く上つてゐるといふことが一つ。それからもう一つは、いろいろ工事をやるにつれて、もしくは物を買うにつれて、ほとんど大部分が入札でなくて隨意契約によつておるというふうなことが載つておるのであります。この二点につきまして、監察の結果を御報告を得たいと思つて、その意味は、この公社の経営を改良す

るについて、この観点から見るとどういふ点を直す余地があるかというふうな点について承りたいのであります。

○説明員(山口西君) ただいまの御質問に關しましてお答え申し上げます。

公社の工事につきましては、できるだけ経済的に行うためには、どういふふうな方式をとることがよいかというふうな点を検討いたしますために、直営による場合と、請負による場合との経済性の比較をしてみたのでございまして、この比較の方法といたしましては、同一種類のものでは直営と請負の二形態がございまして、非常にたやすく比較ができるのでございまして、なかなかそういう事例がございませぬので、非常にこまかな点までの確な結論を出すということはできなかったの

でございますが、傾向的に判断をいたします程度で資料をいたしまして、工事費の中で非常に大きな部分を占めております。労務費を主として対比いたしましたのでございまして、もちろん資材費等も非常に大きいものでございまして、これは大部分が請負の場合でも、公社の方で支給するように取り扱われてお

りますので、除きましたあま影響がないと判断をいたしましたわけでございまして、それから請負に出します場合には、間接費的なもの、監督費のようなものが別に考えられなければならぬもので、さやうなものも加算いたしました結果、約請負にいたしますと八七%ぐらいで、できるような計算になりましたので、この点につきまして、将来公社の方で検討さ

れまして、できるだけ限り請負の量をふやしていけるように御報告をいたしましたのでございまして、これについてはその後公社の方でも同じような御見解に基きまして、

【委員長退席、理事宮田重文君着席】

性質上どうしても直営を必要とするものが相当ございまして。たとえば非常に新式の新しい施設を作ります際に、あるいはまた通信の秘密というふうなことに關しまして、やはり業者によることが適當でないと思つたような部門もございまして、そうでないようなものにつきましては、できるだけ直営を請負に切りかえるような方向で、改善と申しますか、方式を変えて参りまして相當の成果が上つておるよう

に承知いたしております。

それからもう一つのお尋ねの点でございますが、隨意契約が非常に多いという問題でございまして。これは私どもの調査いたしましたもので、先ほど八木委員から御質問がございました。これは、資材の購入に關するものと存じますが、この点につきましては、先ほど八木委員の申されましたように非常に隨意契約が多くなつております。で、隨意契約が直ちに非常に不経済になるかどうかという点につきましては、即断したいところでございまして、一つは公社のような機関におきましては、大原則として公開入札制度をとることがよろしいのではなからうかという建前から見ますと、それが大体郵政大臣の承認を得ました会計規程の方

針でもございまして、そういう観点から見ますと、隨意契約が非常に多いのは適当でないように思われるわけでございますが、その状況は本社調達品につきましては、隨意契約が件数で九六%くらいになっております。それから地方調達品につきましては、件数で八九%くらいになり、金額の方で見ましても、やはり本社の方で九六%、地方調達品の方で二%くらいになって、隨意契約の件数は非常に多くなっております。これにつきまして、契約の規定が調査いたしました結果では、適当でないように思うのでございまして、非常に広範な隨意契約ができるように規定上なっておりますので、そこでこれは規定そのものを再検討されて改められるようにした方がよろうという趣旨のことを申し上げたわけでございますが、その後公社におきましてこの点を再吟味されまして規定を改められておるはずでございます。それからさらに、隨意契約によりましても結局安く経済的に購入できればよろしいということも考えられるわけでございますが、そういう観点から見ましても、予定価格を積算いたします際にいろいろの基礎データが十分調査が行き届いておりませんと、適切な価格の算出ができないのでございまして、その点につきまして従来の機構上多少再検討を要する点があるように見受けたのでございまして、この予定価格の積算をいたしますための専門的な機関がございませんで、非常に品種の多い取扱品でございまして、契約事務について調達に関する契約の事務を一つの係が一貫して行うような形式です

と、どうしてもこういう基礎調査が十分行われにくい。特に内部牽制という観点から見ましても、積算は独立した機構を持つことが適切であるというふうに考えられたのでございまして、その点を意見を申し上げたのでございまして、公社におきましては新たに原価調査課というものを作られまして、専門的にその方面の調査を担当するようにならしてございまして、非常にこの点については改善をされておると存じております。

〇八木幸吉君 大体お話を伺いましてよくわかりましたが、昭和二十八年年度の公社の本社調達品が三百五十七億五千八百万円、そのうち昭和二十八年の四月から十二月までの件数が一万七千四百六十六、金額にして三百二十三億八千八百円、この中で今もお話がありましたように、隨意契約の割合が件数で九六%、金額で九六・三%、残りは指名競争入札で、公開競争入札はほとんど皆無である。こういうことであるのです。年間本社だけで三百五十九億、地方の五十億を入れますと約年間四百億、これはこれは規格その他いろいろの要因はあるのでございまして、こういうことにはあまりにそのパーセンテージが多様な気がいたしますので、その点あとから公社の御説明をわずらわしいと思っております。

それからもう一点は、先ほど請負と直営のお話がございましたが、請負が大体直営に比較して八七%安く上る。これは単に請負業務費の問題でなく、直営と請負では若干の開きはありますけれども、公社全体のやはり経営の問題にも一つの大きな示唆を持っておるんじゃないか。この辺将来どういうふうにおやりになるおつもりか、その辺の公社の御決心のほども承わってみたいと思っております。

それから行政管理局の方にう一つ伺いますが、前払い金が非常に多く、契約前の前払い金が、昭和二十八年の四月から十二月までの調査でも約三十二億円になっておる。

(理事宮田重文君 退席、委員長着席)

一億円以上の前払いを受けた業者が五つある。前払い金の総額は九〇何%だ、こういうことがうたわれておるのですが、この点をちょっと伺いたいと思ひます。もう一つは、貯蔵品、いわゆる物品経理の面でございますが、これは数年前から見れば、今の総裁は非常に御熱心なようでありまして、大へん改善されたというのを私は承わって喜んでおるものでありますが、この貯蔵品勘定で何かお気づきの点か、もしくは改善された跡があれば、簡単によろしゅうございまして、行政管理局からもう一言おつけ加えを願いたいと思ひます。

〇説明員(山口西君) 前払い金につきましては、これは最近の状況はどうなっておりますか調査いたしておりますが、昭和二十八年年度の四月から十二月までの状況について申し上げますと、業者に支払いました前払い金は三十二億一千万円でございます。で、受けました業者の数は二十三社になっておるわけでございますが、前払い金につきましては、前払い金を支払うことによる利益も相当考えられると存じております。前払い金支払いに関する諸条

件が規定上あまり明確になっていないように感じましたので、前払い金の取扱いは特に厳格な条件のもとに明確な方針を定めてやる必要があるという意見を申し上げておるのでございまして、その後この点については規定を整備されておること存じております。

それから次に貯蔵品の問題でございしますが、これは非常に大きな資材を取り扱います関係上、資金運用面から言いますと、非常に重要な問題でありまして、約二回にわたりまして調査いたしましたのでございまして、貯蔵品の取扱いにつきましては、非常に顕著な改善の跡が見受けられております。回転率だけの見方から申しますと、表面的にはなお二十八年年度に對して二十九年度は多少回転率が落ちておるようなまあ数字になっておりますが、これを内容的に見ますと、各月別の在庫の推移状況をみてみますと、二十九年度の十二月以降は逐月在庫が減少しております。で、二十七年年度の回転率は約二回転になっておりますが、二十八年年度は四・五回転、それから二十九年度は三・五回転で、二十九年度は少し悪くなったように見えますけれども、内容的にはさうな状況で、これは年度当初が比較的資材が滞留しておった影響であろうと存じます。このためには公社の方では表面にありますが貯蔵品のほかに、事業品としてすでに現場の方に持つてゆきましたものの実際使用されまますまでの間の品物をできるだけ早く使う、その方面を減らすという方面に努力をされましたために、二十九年度の初めのころに貯蔵品の方が比較的滞留しておるのではなからうかと観測いたしておりますが、最近の状況を見

ますと、二十九年度の十二月以降はずつと減少しております。この傾向は現在まで続いておりますので、傾向といしましては非常に努力の跡が顕著であるというように感じております。

〇八木幸吉君 今の御報告に對して公社の御意見を伺いたいと存じます。

〇説明員(秋草第二君) 私経理局長でございまして、また総裁から答弁が必要でございまして……まず請負と直営の比率比較の問題でございまして、御指摘のように私どもはこの点はずいぶん前から考えた問題でありまして、電気通信省時代にはかなり大きな建設部というものを持っておりまして、地方にも相当大きな部隊がございまして、公社になりました。この点について八木委員のおっしゃるように、もっと請負に出してやるべきだという方向に進んだのでございまして、これに對してはまた別な反対もかなり強くあったのでありますが、一応現在のようにならざるを得ない状況でございまして、大ざっぱに申しまして、工事量のまあ半々というのが現状じゃないかと思っております。そこで比率の比較でございまして、これはなかなか一概には判定はむずかしいと思っておりますが、山口参事官のおっしゃるやうに非常に諸条件が一致したものをとらえて比較するということではないとできないわけでありまして、私どもの工事にございましては非常に技術的にむずかしい工事もむろんございまして、それからある程度保全要員、つまり保守に当る要員と建設の要員とを兼ね備えておるということも考えておかなくちやならない、建設一点張りという部隊もございまして、相当な

部分は保全も片手間にやるということ
でございます。従いましてこれには突
発事故もむろんございまして、その他
地域的にはそれぞれ必ずしも一定し
た、安定した工事量というものは予
想できません。従いましてある程度支
別には非常に稼働しておる、労働強化
と申しますくらの働きのしなければ
ならぬところもございまして、ある
年、あるときにはかなりの人が非稼働
のままで待機しなくちゃならぬとい
うこともございまして、全体をならし
ますと、参事官のおっしゃる通りに、平均
すればまず請負一〇〇%とすれば公
社の要員については八〇%くらいにしか
稼働しないというものもあり得ると思
います。これは現在では先ほど参事官の
数字のように、全体として請負と同じ
だけの能率を上げておるかどうか、私
どもにも判定はつきませんが、その差
が出ておるといふことは、特殊な技
術、あるいはある程度保守とかみ合
せて待機するという点からやむを得ない
問題ではないかと、こういうふうにか
えておりますが、極力むだな非稼働要
員がないように、時には北陸の部隊を
信越に回して工事をしてもらおうとい
うことすらもやることもございます。

二番の随意契約の問題ですが、これ
は御案内のように、ずっともう数十年前、
通信省以来私どもの電気通信機材
の購入につきましては、当時の会計法
が適用されておる時代から非常に特例
として、予算決算会計の特例として
非常に大幅な随意契約が認められて
参っております。今日におきまして会
計法の適用がございまして、諸般の
会計規則の基本的なものは郵政大臣の
認可を得ることはなっておりますが、

ここにおきまして御案内のように大
幅な随意契約で、ほかの官庁に見られ
ないくらいに随意契約でございます。
これはいつも御質問のあるところでござ
いまして、これには私どもの電気通
信機材という非常に特殊な産業、非常
にマーケットが限られた、電電公社だ
けといつても過言でないくらいに非常
に狭まれたマーケットである。多少の
ものは防衛庁などにも昨今少しござ
いますが、何と申しまして電電公社の
機械器具というものはうちだけであ
る。従いましてそれに対するメーカー
というものは非常に一つのわれわれの
個々の種でございまして、これはあえて
業者保護とかいう気持は毛頭ございま
せんが、非常にこれを競争に打ち出し
てやるといふこともまあ問題の多い点
で、かえってそれが非常にコスト高に
つくといふこともあるわけでございま
す。そういうことで、特殊な業界を控
えておるといふことが一つ、それから
技術的に非常にたくさん分野の商
品が高度の製品使用を求められるとい
うことがございまして、従って今参事官
の御説明の中の、ほんのわずかの競争
契約の分野というものは、すぐおわか
りのように、たとえば繊維製品とか、
くつとか、自動車とか、自動車とか、
こういうものは何も電電公社とかいう
特殊な産業という関係は毛頭ございま
せん。これはもう堂々と競争契約に打
ち出す。それから線材にしまして、
鉄線のようなものは、これは非常にマ
ーケットが広うございまして、これ
も競争契約をやっていく。かなり昨今
になりまして終戦直後と違ひまして、
品質も安定いたしました、かなり競争
の範囲を拡大してもいいものも多少は

出て参っております。そういうものを
少しはこれから随意契約をはずして競
争契約に変えた方がいいのじゃないか
という分野がございまして、そういう
ような品物は非常に金額も件数も少
うございまして、大部分のものはマ
ーケットにもどこにもない、公社だけし
かないというもので、割合としますと
非常に随意契約が多いのでございま
す。この点は私どもも好んで随意契約
をやっておるわけではない。それから
また、随意契約にして一体高くない
おるかどうかというところは、なかなか
これは一がいに判定できないので、品
物によりましては随意契約によつてさ
れる方が、かえって安いということも
ございまして。

それから前金の問題でございま
す。これは現在、参事官の御説明のよ
うに、年間活潑に前金が出るような
ことで、グロス・トータルで三五から三
六でございまして。しかしこれを大体年
に三回あるいは四回に分けて出します
もので、一回に出す額は多いとい
きで十億、少いときで五億という額で
ございまして。この前金につきましては
確かに前金を出すルールが不備でござ
いまして、これは行管の方からも勧告
を受けてまして、解決をしたい。この点
について前金を出すルールがどうも、
金はきめてなかったもので、先
般郵政省の認可を経て少ししめをつ
けた出し方は、大ざっぱに申しまし
て、一番たくさん出すのが六〇%、そ
れから一番最低が二〇%か二五%、六
〇%というようなものは製品の生産に
非常に長期間を要するもの、それから
短期間に行けるようなものは割合に前
金を安くしていいんじゃないかと、こ

ういうような工合でありまして、かな
り前金を出す場合、われわれは決して
出しておるつもりでございまして。これ
を平均に年間ならしますと、稼働資金
としましてはまず三億くらいのものが
年間十二カ月ころが参つておるといふ
うに計算できると思ひますが、むろん
それによつて私どもは金利を値引きし
て価格から差引いてやっております。
ます。

それから回転率の問題ですが、在庫
の回転率につきましては、私どものこ
の数年来の企業合理化の最も難たるも
のとして、私どもは堂々と世間に誇り
得るものと確信しております。これ
は検査院の御報告にも――御報告には
多少不満でございまして――いい点は
なかなかほめてはいただけないのであ
りまして、総論にもこの点だけは二十
九年度も八年度もよくできておる。数
字をあげて申しますと、昭和二十六年
から七年にかけての貯蔵品量というも
のは実に百四十八億もあった時代も
あったのであります。当時の電気通信
事業の保全、建設のボリュームとい
うものは、今では半分ではございませ
んが、かなり少いのであります。にもか
かわらず、そういう膨大な在庫品をか
えておった。今日現在では幾らかとい
いますと、六十二、三億になつて、非
常に能率を上げております。個々にわ
たりますと、また検査院からも御指摘
をいただきましたように、物品につい
ては、ある部分については少し貯蔵量
が多いというものもございまして、全
体としましては、貯蔵品の回転、資金の
能率化といふことにつきましては非常
に私どもは成績を上げて、しかも仕事
の量は、五カ年計画――こんなに予算

が多くなつても、しかもそれで間に
合つていくといふことは、前が多くな
かつたということもあり得ますけれど
も、かなり努力したつもりでござい
ます。以上、弁明がましくなりまし
たが……。

○八木幸吉君 今の貯蔵品の問題は、
この前私総裁に伺つたときに、せめて
五十億にしたいと言つておられまし
て、非常にその後の努力で、今御報告
がありましたように、成績良好で、こ
の点は非常に感謝するのであります
が、そこで随意契約に関連して、原価
を計算する機構を整備された、これ
も非常にけっこうなことだと思つた
のであります。この行管が調べになつた
二十八年度は随意契約の件数も金額も
大体において九六%以上といふこと
になつておりますが、現在では一体それ
どのくらいになつておつて、将来どれ
くらいが一番妥当だと、こういうふう
な数字的に何かお考えがあれば承わ
ておきたいと思ひます。

○説明員(秋草第二君) まあ数字でど
の程度改善になったかと、随意契約の
幅をこれ以上ふやすという気持ではな
くて、経済情勢というものの、あるいは
一般のメーカーの實力というものの安
定度というふうなもの、大へんに信
を置けるようになって参りましたの
で、競争契約の範囲をふやす方向には
いかなければならぬ。で、パーセンテ
ジはさつき行管の方の御説明よりも
もつと競争がふえる方向にいくと思ひ
ますが、今ここの程度までパーセ
ンテージが競争の方の分野がふえたか
といふことも、ちよつと今計算もでき
ませんし、持ち合せがないのでありま
す。それから将来何%くらいに随

通して入れておりますから御指摘の通り京橋築地はある程度の収容余力を持っております。具体的に今数字が幾らということをちょっとはつきり覚えがございませんですから、その点は申しわけございませんが、ここ数年くらい電話申し込みに対して対応するような設備を持っております。

それから東銀座そのものでございますが、これはお話しのごさいましたように、建物それ自体は約四万の電話を収容できる大きさを持っております。

で現在入っておりますのは一万、先ほどお話しございました一万の東銀座その他から取りました電話と、それから現在比較的電話の申し込みに応じきれれておりません芝の電話局の一部を五〇局としましてかりに収容いたしております。ですからかりに今のところ一万二、三千の設備が入つておると思ひます。

なお、このことはすでに御承知かと思ひますが、電話の設備におきまして最も経費を必要といたしますのは、電話の外線設備でございます。次いで局内の電話交換設備でございます。建物とか土地とかいふものは、大体全体の経費のうち二〇%とか二五%とかそういった見当の経費でございます。しかも申し上げるまでもなく銀座付近に將來電話局を新たに必要とする場合に、新たに敷地を求めることは、もう絶対に不可能だと申し上げても差しつかえないような状況じゃないかと思ひます。そういう地域でございますから、比較的全体の経費からいたしまするとなれば、占める比率の少ない建物あるいは土地というようなものについてはある程度の余裕を持つていく。そうして比較的経費の多額に要します外線設備あるいは交換設備、自動交換機でございますが、こういうものはそのときどきの需要に応じて増設いたして参るというふうな私どもの計画を行なつております。こういうような計画でかたがたさらに今問題になつておりますが、現在収容いたしておりますが、銀座の局は大震災で火をかぶつた、大正十二年の大震災で火の中に入れたような非常に建物としてはせいたくな、しかも自動交換機みたいな重いものを入

れる目的でない建物でございますから、これが相当重い設備を入れることについては問題を起しているような状態でありまして、そんなことを考へて参りますと、ここの十五年くらいの間には銀座の建物は大体使い果たすものというふうな考えられております。従ひまして経済的に見ますならば、決して何と申しますか、その線に沿わない計画をいたしておられないつもりでございます。かようにいたしまして、大都市の中心地区につきましては、ただいまお話しのごさいます東銀座なり、あるいは千代田局なりあるいは浜町局なりというものを作つて参りましたために、大都市の中心地区につきましてどうやらお申し込みと同時に電話がついてくるという状態まで改善されて参つたわけでございます。

ところで次に、そういう状況でございますが、同時に同時にたゞいま御指摘の中野、荻窪方面、あるいは荻原方面といったようないわば郊外と申しますか、住宅地区に對しまして同時に電話局を作りますれば、それは私どもとしても非常に望ましいところではございますが、何分にも経費が限られていてということからいたしますと、とりあえずいづれかをとらざるを得ない。そういういたしますならば、先ほども申し上げましたように、時価二十五万円もする、しかも日本の経済の中心であるといったような都市の中心地区に経費を投ずるというふうなことにせざるを得なかつたのであります。かようにいたしまして、中心地区からおいて、たとへば新宿とかいったような地区に向つて新電話局を新設いたします。かようにいたしまして、たゞいま

お話しのごさいます中野、荻窪地区に對しましては三十一年度に新たに杉並電話局を新設することになっております。これによりましてその地区の電話申し込みに對して應ずる予定になっております。

〇八木幸吉君 話がだんだんこまかくなつて恐縮ですが、今のお話をちよつと伺つておきますと、京橋と築地と銀座で一万で満員だった。その上にまた五千希望者があつた。それをこつちへ持つてきて東銀座の近くのものも入れたということになると、一万七千といふことになるのですが、一万二千といふところを見ると、京橋、銀座の五千といふのは割合に減つたのではないかと、この点が一つと、それからたゞ先ほど京橋、銀座、築地にはまだ余裕があるといふことを言われたと思うのですが、お話しが少しこんがらがっているように思ふのですが、そこはどうですか。

〇説明員(小島君) 御指摘の通り、実は昭和二十九年年度あたりの予定、その他の影響を受けまして、すでに申し込んでありました電話のうち、多いときは約半数申し込みを断つてこれら残りのものがございまして、そんなような状況で実は東銀座局を作ります前にたまつておりました申し込みの全部は入らずに、すぐお断りになつてこれらの方に入れておられます。そのために今のような数字の食い違いが出た。それからあとの問題も結局そのときそういうような数字も含めまして話しておりますが、たとえば京橋の局について考えますと、一つの電話局というのはある地域を受け持つております。従ひまして東銀座の局ができましたとき

は、東銀座の地域、それから京橋はその東銀座をとりました残りの地域というふうな地域を分担しております。従ひまして残り残りました京橋の地域に對して新たに生ずるであろう申し込みに對して應じ得ますように、あらかじめ余裕をもつて東銀座の方に移しております。そんな關係で計画的に余裕設備を京橋あるいは築地に持たしたわけでございます。

〇八木幸吉君 まあ、とにかく今のお話でもわかります通り、需給の問題はいろいろ経済界の変化によつて不同が生じます。四万を目途として十五年さきのことを考へて十数億の金を入れるといふような考へ方は、非常に金に困る民間事業家の考へ方から見れば、大へんな食い違いがあると考へるのが一つと、荻窪、中野等の非常な需要の熾烈なところと両方よく見合はしてお考へになつたかどうかといふことについては、私もまだ多大の疑問がありますけれども、あまりこの問題について時間を取るといふのはいかかと思ひますから、私の質疑はこれで終りたいと思ひます。たゞもう一点私は何いまして、「電信電話事業の概要」といふ本を実は昨日私は拝見したのですが、この中に電子交換機のことが出ております。それを見ますと、電子交換機が、たとえば客積も非常に小さいし、寿命も非常に長い。おまけに非常に安くできる。そして試作品がすでにできているかのように出ています。そうしますと、おそらく電子交換機の大きさといふものはどの程度のものかは存じませんが、たとえば東銀座の例で言えれば、非常に大きなスペースを取つて、建物を建てていますが、非常に小さい

電子交換機ができてしまつたら、全然これは何分の一、何分の一になるか存じませんが、むだになるかといふようなこともあり得るのじゃないかと思ふのですが、電子交換機について簡単にでもしうございまして、客積はどのくらいで、大体の費用はどのくらいだといふことを、ごく簡単によろしうございしますが、御説明をお願いしたいと思います。

〇説明員(梶井君) お答えをいたします。電子交換機の問題がその概要に出てきますのは、將來のことを書いたに過ぎないのであります。現在世界各國とも電子交換機について非常に研究しております。大体私どもが一昨年参りましたときに聞きました様子では、今後それを完成するに約十年かかるだらう、こう申しております。従つて今直ちに電子交換機になり得るという状態になつておらぬのです。それからもう一つは、電子交換機はまだ研究の過程にある程度でありますから、その値段等につきましては、現在の交換機よりも高いとか申しております。少くも試作したりしまして……そうしてどうして経済的には現在の交換機と置きかえるわけにはいかない。それでもつと経済的に製作するように研究を進めなければ、將來可能性が少い。それからスペースの問題であります。これは現在のようなロール、回りますスイッチを使つております機械部門が非常に多いのでございます。これは電子交換機になりますと、真空管ですとトランジスター、こういうようなものを使ひますために、サイズがかなり小さくなります。小さくなりますからスペースはずつと今よりも何分の一

は、東銀座の地域、それから京橋はその東銀座をとりました残りの地域というふうな地域を分担しております。従ひまして残り残りました京橋の地域に對して新たに生ずるであろう申し込みに對して應じ得ますように、あらかじめ余裕をもつて東銀座の方に移しております。そんな關係で計画的に余裕設備を京橋あるいは築地に持たしたわけでございます。

になるか、完成しておらぬのですから、何分の一になるというような見当は全然ついておりません。ですから、私も、私は大体想像するのには、現在の半分くらいにはなりはせんかと思ひます。しかし、これも実際問題として経済的に合うようにならぬ限りは、どうにもならぬわけですから、サイズの問題も、その端に合うようにするためには、その極端に小さくできないのじゃないだろうかという懸念を持っております。いずれにいたしましてもまだ研究過程でありますために、われわれの研究所でもその研究を怠らないようにはしておりますけれども、ここ十年くらいに間にそれが実現するとは思われない。従つてかように遠い将来の問題を頭に置いて設計をしておつたのでは、すぐ明年、明後年という問題が、ちつとも解決つかないという点がありますので、やはり私もはそういう技術の発達については注意を払う一方、今後設計につきましては、将来電子交換機についてスペースがもっと少なくて済むかもしれないとわれわれは十五年くらいは見るのは長過ぎはしないか。十年後にできると思いますと、十五年で五年余つてしましますからもう少し縮めよう、その十五年の半分七年半くらいに建物を作つていつたらどうか、そうしてもそれが三分の二のスペースで済んだとすれば、ちつと過ぎ足せばいいんじゃないか、こういうふうに自由に變化し得るやうにわれわれはあらかじめ考へてやつたらぬと、むだな建物を作つたというやうなことを免れないというやうな考へを持って、最近まあ将来の計画を立てる上においては、そういう電

子交換機の発達等も頭に置いて計画に對しての手加減をするようにいたしたいと思つております。

○八木幸吉君 今の電信電話事業の概要の中には「小形で長壽命かつ安価のもの」がでべき云々、「小形モデルを試作し」云々、こう書いてありますから、私は非常に希望を持つて讀んだわけでありまして、今總裁の御説明でよくわかりましたが、従つてその東銀座ですわね、くどいようですが、十五年さきを見てという非常に自信のあるやうなことを説明がありましたけれども、この電子交換機が非常に早くできると五年間縮まっちゃうということになるので、要は資金をなるべく節約して使つていたできたいという点を申し上げて私の質疑を終ります。

○委員長(松平勇雄君) 他に御発言はございませんか……、ちつと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(松平勇雄君) それでは速記をとめて下さい。

別に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(松平勇雄君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○八木幸吉君 私は法律案に對して反對の意思を表明せんとするものであります。

申すまでもなく電話事業は独占事業でありますから、加入者に負担をかける問題は十分慎重にこれを検討しなけ

ればならぬと思うのであります。この意味合いにおきまして、公共企業体の合理化審議会の会長である原氏その他民間の有識者の意見を聞いておきたいとの希望を申し出たのでございまして、御賛同を得ることができませんでしたので、大へん残念に思つておる次第でございます。

さて、本法律案は建設費の一部を電話加入申込者に負担せよというものがその眼目でございますが、建設資金を調達するのは、民間会社であれば増資によるか、金額が少なれば積立金でまかなう場合もあれば、一時借入金による場合もございます。公社の場合は財政投融資にこれを求めるのが当然の筋道であるかと存じます。電話拡充第一次五年計画におきましては、所要資金の総額は二千七百七十二億、収支差額の建設繰入金金が四百四億、公債債券または政府の借入金金が七百四十三億、電話株式代金の引当で三十二億、加入者引受債券が二百四十二億、設備負担金が百七十八億、電話設備料金十三億、電話費として、残額の一千六百六十億が減価償却引当金となつておる次第でございます。

ところが、昭和二十八年、二十九年、三十年年度の建設資金調達の計画と実績とを比較したしてみますと、次の通りであります。すなわち、加入者負担金及び引受債券勘定で百二十三億、利益金の繰り入れで七十二億、設備料等の勘定で四十六億、合計二百四十一億計画より実績が多かつたのであります。公債公債において二百九十二億減少しましたために、償却費を五十一億減少してつじつまを合

せておるのであります。ただ、最初の五年計画と今回提出の建設資金調達状況という資料とで修正変更されておる点は、最初の分は装置料の計画予算が七億円でありましたが、四十二億と三十五億増加訂正されております。同時に、国際電信電話株式会社の株式売却代金の三十二億がなくなつておることでございます。従つて、この資金計画のほかに、なお約九億円の国際電信電話株式会社の株式の売却代金が収入されておるわけでありまして、また、この資金調達状況の資料の中で、三十年年度の利益繰入額は十三億と見込まれておるのであります。が、実際は事業収入の増加は五十億と予想されておるのであります。このうちから経費を若干程度引きましても、この十三億という計算から相当上回ることは間違いないと思はれるのであります。

そこで私の申し上げたいのは、かくのごとく外部資金の減少の穴埋めを加入者負担の方へしわ寄せすることなく、あくまでも公社本来の立場からその資金の調達計画は財政投融資に仰ぐべきであつて、昭和三十一年度の財政投資計画は二千七百六十六億であるから、しかもこの中に電電公社のは、まさしく本末転倒でありまして、政府はこの点に十分の力及び思いをいたさなかつたことを残念に思ふのであります。これが私の本案に反對する第一の理由であります。

第二に私の申し上げたいのは、電電公社の経営内容についてであります。昭和二十九年年度において会計検査院より、不当または不正事項として指

摘されておりますものは十九件あつて、その金額は二億八千三百万円に及んでおります。なおまた、このほかに青山電話局の増設工事のごとく、温湿調整装置の整備のためだけであれば三百二十万円でもできるものが、これに便乗して、現局舎になお相当の余裕があるにもかかわらず、自動交換作業室のほかに、全庁舎に温湿調整装置を整備するという不急工事を一億三千七百五十万円もやつておられるという事実は、まことに不経済なことであつたと思ひます。また、館林電報電話局のごとく、十五年後の加入見込数二千名、これに要する局舎は三百八十七坪で足りるものを、五百三十三坪余の局舎を建て千二百万円余の失費をした事例もあつて、さらに、約三千七百万円で昭和二十九年六月に完成した九州の鳥栖電報電話局のごとく、部内の連絡が不十分であつたために、機械の方式がまだきまつておらないのに、建築に着手されまして現在すでに竣工後一年十ヵ月になつておつても、いまだ遊休状態であるといつたやうなものもござい

ます。また、昨年に竣工しました東銀座電話局のごとく、機械設備一切十億六千七百五十万円の資金を投じ、なおこのほかに五百数十坪の土地代があつて、四万の収容力があつて、現在の稼働数一万二千、しかもこの一万二千の施設をしたために、その周辺の京橋、築地、銀座の各局にも余裕ができておる、この事態は大へんけつこうのやうでありますけれども、とにかく一方には積滞数の多い郊外の中野、荻窪等を設備した方がより以上に適切じゃなかつたか、相当研究を要すべき問題でありまして、最も需要の多いところか

らまず着工して、機械設備をフルに動かして、その収益を上げるのが経営の本筋ではなからうかと存するのであります。これを要するに、電電公社としては経営の合理化、資金の効率的利用になお一段の努力の余地があると考えられるのであります。

第三に、私の申し上げたいのは、国際電電株式会社の株式保有の問題であります。電話拡張五カ年計画には、この株式売却代金三十二億円は建設資金の中に計上されておったのであります。が、しかるにこのたび提出の資料の中には、これが省略されておるのであります。過日來のいきさつからであると考へるのであります。加入者負担の期限立法さえも延期して、お客に迷惑をも忍んでもらいたいというくらいに建設資金に困つておられるに、また地方財政窮乏の折柄、本年度七億五千万円の納付金さえ大問題になつておられる日、何の必要があつて、国際電電株式会社の株式を保有する必要があるのではありませんか。電電公社首脳部としては郵政、大蔵両当局に一日もすみやかにこの株式を売却して、その対価約八億円を建設資金に回すべきことを交渉すべきであると思ひます。むしろ反対に国際電電の株主たることを希望するがごとき行動は、真に加入者のためを思ひ、かつ建設資金に苦慮しているものとしての十分の熱意を遺憾ながら認めることができないのであります。これが私の本案に対して反対する第三の理由であります。

二年とすべきであると思ふのであります。政府は最初の二カ年は加入者負担金の第一次五カ年計画との関係からそのまゝ据え置くが、その後の負担の問題は、そのときの情勢に応じて政令できめると説明しておられるのであります。国会は毎年開かれておるのであります。二年後は政令できめるなどというあやふやなことではなしに、そのときに再び立法措置を講ずればよいのであつて、政府は二年後には加入者の負担が若干減少するがごとき口吻を一方では漏らしておられますが、また他方では五年過ぎた後でも、加入者の負担をやめる自信がないというやうなことも言つておられるのをみれば、本法案は名は期限立法でありまふけれども、その内容は電話加入者に一定の税金を課する実体を有するものと言わなければなりません。従つてわれわれは嚴重にこの法案を審議する義務があり、少くとも期限を二カ年とせず、五カ年とすることに反対せざるを得ないのであります。

次に第五に、電話事業の進歩発達と期限立法の関係について申し上げたいのであります。前述の通り、公社の経営内容にも幾多改善を要すべき余地があり、ことに公社最近の報告によりましたら、電子交換機のごときも小型で寿命が長くて、しかも安くできさうだといふやうなことでまいりわけておるのであります。現在十五年をききを目途として設計されておる庁舎の面積、構造等につきましても、幾多革命的の設計変更も予想されております。また、他方では無線電話のこともありますし、また三年前の料金二割の値上げの問題にいたしましても、その後電話事業の発達に伴つて合理的ではなかつたといふ総裁も仰せられておられます。また、建設資金の調達計画を見ても、計画と実績とは相當の開きがあるのであります。従つて第一次五カ年計画も終る二カ年さきで、さらに立法措置を講ずる必要ありやいなやを再検討するのが最も妥当であると思ふのであります。この意味におきまして五年の期限延長には反対であります。

最後に申し上げたいのは、三万円の加入者負担金を債券引受けに変更したらどうかといふことでもあります。これは加入者の側から言へば債券は売れるから、九万円の債券を引き受けても転売によつてその差損は一万円以下になつて負担は軽減されます。他方公社の側から言へば、資金調達面から言へば増減なく、ただ問題は利子と償還のことでありまふが、これも五年さきであつて、第二次五カ年計画を立てる際に、外部資金調達と見合つて解決すればよいことであると思ふのであります。

さらにこの際一言つけ加へることをお許し願ひますならば、アメリカの電話事業のごときであります。アメリカの電信電話公社は同国の約五千万以上の電話の九割を有し、年間十億ドル以上の建設資金を増資と社債によつてまかない、毎年二億五千万以上の増設をやっております。この公社は約六十五万人の従業員によつて一九五一年には十億六千四百萬ドルの利益を上げて、なお六億二千九百萬ドルの税金を払つております。長距離の接続時間もわずかに一分八でありまして、むろん加入者の負担金といふものは一文も取つておりません。他山の石と申すべきであります。

これを要するに私の申し上げたいのは、本案反対の論議を遂に申しますと、当局が公社本来の使命から考へて、建設資金を財政投資に仰ぐの方針を確立して、内部の経営の合理化と資金の効率的利用に徹し、国際電電公社の株主たんとするがごとき道くさし、加入者負担金を債券引受けに切りかへるならば、本案に賛成するにやぶさかではないのであります。もしこれでもできずに、あくまでも相当部分を加入者の負担によつて電話事業の建設拡張を行わんとする安易な道を選ぶといふ方針であるならば、増資と社債によつて建設拡張をする、民営方式に公社方式を切りかへるの段階に立ち至らざるを得ないと信ずるのであります。これをもつて私の反対討論を終ります。

○委員長(松平勇雄君) 他に御発言はございませんか。

○久保壽君 私はいまだ議題となつております電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案に対し、日本社会党を代表しまして賛成をいたすものであります。

この改正案の内容は、本年三月三十一日を期限とする電話設備費負担臨時措置法の効力をさらに五カ年間延長すること、並びに加入電話の種類変更の場合、その変更の前後における負担の不合理的を是正し、調整をはからんとするものであります。この加入電話の種類変更に伴う負担の調整は従来の不合理な点の改善であります。当然の措置であり、特別の論議の必要もないものと思ひます。しかし、本臨時措置法の効力を再び五カ年間延長するといふことについて、私はこのことに關連してこの際特に政府の反省を求め、要望を申したいのであります。

今日、日本の電話設備の建設に要する資金は年々多額に上るのであります。が、政府の財政投資は何らなされず、もっぱら公社の自己資金、電信電話債券の発行による民間資金、さらにはこの負担法に基く加入者の負担から出ている資金のみに依存しておる状況であります。これは現在日本の電信電話事業が世界的水準からながめたと第二十二番目くらいのところを位しておるといふ一事によつてもわかりまふ通り、まことにこれははたしき立ちおくれであるこの現実、実に歴代内閣の怠慢と無責任さを雄弁に物語つておるものだと思ふのであります。私は電信電話五カ年計画もいよいよ昭和三十一年度で第四年度の段階に入るわけでありまして、第二次五カ年計画も具体的に樹立する段階にほつぽつ参つていふのであります。今後特に政府が思い切つて今日のこの嘆かわしい電信通信事業を飛躍的に拡充発展させるため、建設資金の調達確保につきましては、みずから積極的に格段の努力をいたされるよう強く要望するものであります。昭和二十六年制定せられた電話設備費負担臨時措置法は、当時その名の示す通り臨時立法であり、やむを得ない一時の措置として作られたものでありながら、今回再び加入者の負担を施行して参ることは本法制定当時の考へ方からいいたしましても本意ではないはずであります。従つてこのやうな臨時措置法はできる

八木秀次	山田節男	永岡光治	津島壽一	石原幹市郎	柏木庫治
野田俊作	三木治郎	最上英子	瀧井治三郎	石坂豐一	

○委員長（松平勇雄君） 連記をとめて下さい。

〔連記中止〕

○委員長（松平勇雄君） 連記をつけて。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十四分散会

三月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、放送法第三十七条第二項の規定

に基き、国会の承認を求めるの件
（予備審査のための付託は二月二十日）

三月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法の一部を改正する法律
郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。
目次中「第五節 特殊受払」を「第五節 払出の簡易取扱」に改める。
第六節 特殊受払
第十八条第一項第三号中「電信現
通常
める

金払
現金払の料金と電信に関する料金を
金額との合計額

「電信現
金払」
基準として省令で定 簡易知書
を

金払
現金払の料金と電信に関する料金を
十條の三を規定による払出の金額の
一枚ごとに十五円を加算した金額

基準として省令で定める金額との合
金額の千分の二に相当する金額に支
計額
に改める。

第三十四條の見出し中「証書」を
「証書等」に改め、同條第一項中「第
三十八條第一項、第二項、第五十五
條及び第五十六條第二項の払出証書
並びに」を「第三十八條第一項若し
しくは第二項、第五十五條又は第五
十六條第二項の払出証書、第五十條
の三の支払通知書及び」に、「又は為替
金」を「若しくは為替金又は当該支
払通知書による払出金」に改め、同
條第二項中「その証書」の下に「又
は支払通知書」を加える。

第三章中第五節を第六節とし、第
四節の次に次の一節を加える。
第五節 払出の簡易取扱
第五十條の二(簡易払) 定期に多数
の払出の請求をする加入者で省令
の定める基準に適合するものは、
郵政大臣の承認を受けて、この節
の定めるところにより、簡易な払
出(以下簡易払という。)の取扱を
受けることができる。

第五十條の(三) 払出簡易払にお
ては、加入者の請求に因り、省令
の定めるところにより、口座所管
庁において当該加入者の指定する
受取人に対する支払通知書を発行
し、郵便局において当該支払通知
書と引き換えにこれに表示された
金額の現金を当該受取人に払い渡
し、口座所管庁においてその払い
渡した金額を当該加入者の口座の
貯金から払い出す。

第五十條の四(支払通知書の金額の
制限) 支払通知書の金額は、一
枚につき、三万円以下とする。
第五十條の五(払出金の払渡等) 郵
政省は、支払通知書に記載された
払渡の期間の経過後は、当該支払
通知書に係る払出金の払渡をしな
い。但し、不可抗力に因つて払い
渡すことができなかった場合その
他省令で定める特別な事由がある
場合は、この限りでない。

前項の払渡の期間は、加入者の
指定する日から一箇月とする。
支払通知書が汚染され、又はき
損されたため、その記載事項のう
ち省令で定める事項がわからなく
なったときも、第一項本文と同様
とする。

支払通知書は、再交付しない。
第一項又は第三項の規定により
支払通知書に係る払出金が払い渡
されなかつた場合において
ては、当該支払通知書の発行は、
初めからなかつたものとみなす。
第五十條の六(現在高計算上の特例)
簡易払の取扱を受ける口座につ
き第五十條の三の規定による支払
通知書の発行があつた場合におけ

る当該口座についての第二十九條、
第三十三條第二項、第三十四條第
二項及び第五十六條第一項第一号
の規定の適用については、当該発
行の日から省令で定める期間内に
限り、当該発行に係るすべての支
払通知書に表示された金額の合計
額から当該支払通知書より当該口
座の貯金から既に払い出された払
出金額の合計額を控除した金額
は、当該口座の現在高の計算上、
当該口座の貯金から既に払い出さ
れたものとする。

第五十條の七(準用規定) 簡易払の
払出金については、第三十八條第
四項及び第四十五條の規定を準用
する。この場合において、第三十
八條第四項中「前三項」とあるの
は、「第五十條の三」と読み替え
るものとする。

附則
1 この法律は、昭和三十一年七月
一日から施行する。
2 郵便貯金法(昭和二十二年法律
第百四十四号)の一部を次のよう
に改正する。

第三十四條の見出し中「小切手」
を「持参人払の小切手」を「小切
手、郵便為替証書並びに郵便振替
貯金の払出証書及び支払通知書」
に、「小切手金額」を「表示する金
額」に改め、同條第二項中「決済
された後」の下に「又は当該郵便
為替証書、払出証書若しくは支払
通知書による為替金、払出金若し
しくは貯金残額が払い渡された後」
を加え、「その小切手」の下に、
「郵便為替証書、払出証書又は支

第三十五條の見出し中「決済不
能」を「決済不能等」に改め、同
條中「決済することができないと
き」の下に、「又は通常郵便貯金に
預入した郵便為替証書若しくは郵
便振替貯金の払出証書若しくは支
払通知書による為替金、払出金若
しくは貯金残額が払渡の停止その
他の事由に因り払い渡すことがで
きないものであつたとき」を加える。

三月十七日日本委員会に左の案件を付託
された。
一、日本電信電話公社法の一部改正
反対に関する請願(第八五一号)
一、広島県尾道市にテレビジョン放
送所設置促進の請願(第九〇一号)

第八五一号 昭和三十一年三月六日
受理
日本電信電話公社法の一部改正反対に
関する請願
請願者 埼玉県北足立郡伊奈村
小室一〇、三三三三三
電信電話株式会社労働
組合小室支部内 大久
保俊雄外八十八名
紹介議員 天田 勝正君

参議院において審議中の日本電信電話
公社法の一部を改正する法律案は、国
際電信電話株式会社制定の趣旨に反
し、かつこの法律案によりせつかく順
調に伸張している国際通信事業を再び
非能率的な官営形に押し戻す原因と
なる虞があるから、この改正には絶対
に反対であるとの請願。

第九〇一号 昭和三十一年三月九日
参議院事務局

受理
広島県尾道市にテレビジョン放送所設
置促進の請願
請願者 広島県尾道市長 天野
彦三外一名
紹介議員 宮澤 喜一君

広島市に近くテレビジョンの正式放送
が開始されるよであるが、尾道市を
中心とする備後一円及び四国西北部一
帯はその受像圏外となるため、専門家
の話によると、備後六市(尾道、福山、
三原、松永、府中、因島)と四国西北
部一帯の大部分がサービスエリアに入
るような場所に送信所を設置すること
が望ましいとのことであるから、立地
的、地理的好条件を有している尾道市
にテレビジョン放送所を設置せられた
いとの請願。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

昭和三十一年三月二十四日印刷

昭和三十一年三月二十六日発行

昭和三十一年三月二十六日発行

昭和三十一年三月二十六日発行

昭和三十一年三月二十六日発行